

2022年2月4日

各位

会社名 株式会社セレコーポレーション  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 神農 雅嗣  
(コード番号：5078 東証市場第二部)  
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理本部長 山口 貴載  
(TEL 03-3562-7264)

**公募による自己株式の処分及び第三者割当による新株式の発行  
並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ**

2022年2月4日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う公募による自己株式の処分及び第三者割当による新株式の発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数  | 当社普通株式 206,200株  |
| (2) 募集株式の払込金額   | 未定 (2022年2月21日開催予定の取締役会で決定する。)   |
| (3) 払込期日  | 2022年3月10日 (木曜日)   |
| (4) 募集方法  | 処分価格 (募集価格) での一般募集とし、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、株式会社SBI証券及びマネックス証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。<br>引受価額は処分価格 (募集価格) と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。 |
| (5) 処分価格 (募集価格)   | 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況等を勘案の上、2022年3月3日に決定する。)  |
| (6) 申込期間  | 2022年3月4日 (金曜日) から<br>2022年3月9日 (水曜日) まで   |
| (7) 申込株数単位  | 100株   |
| (8) 株式受渡期日  | 2022年3月11日 (金曜日)   |
| (9) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、処分価格 (募集価格) から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は処分価格 (募集価格) と同時に決定する。  |
| (10) 払込取扱場所   | 株式会社みずほ銀行 浜松町支店  |
| (11) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 |  |
| (12) 前期各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。                             |  |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分) をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- |   |  |           |
|---|--|-----------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式   | 284,000 株 |
| (2) 売出人及び売出株式数  | 京都府京都市左京区<br>神農 雅嗣   | 284,000 株 |
| (3) 売出方法  | 売出価格での一般向けの売出しとし、みずほ証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。   |           |
| (4) 売出価格  | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。）  |           |
| (5) 申込期間  | 上記1.における申込期間と同一である。  |           |
| (6) 申込株数単位  | 上記1.における申込株数単位と同一である。  |           |
| (7) 株式受渡期日  | 上記1.における株式受渡期日と同一である。  |           |
| (8) 引受人の対価  | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記1.における募集株式の引受価額と同一とする。 |           |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 |  |           |

## 3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- |   |   |              |
|---|---|--------------|
| (1) 売出株式の種類及び数  | 当社普通株式  | 73,500 株（上限） |
|   | （売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2022年3月3日（処分価格等決定日）に決定される。） |              |
| (2) 売出人   | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号<br>みずほ証券株式会社  |              |
| (3) 売出方法  | 売出価格での一般向けの売出しである。  |              |
| (4) 売出価格  | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。）   |              |
| (5) 申込期間  | 上記1.における申込期間と同一である。   |              |
| (6) 申込株数単位  | 上記1.における申込株数単位と同一である。   |              |
| (7) 株式受渡期日  | 上記1.における株式受渡期日と同一である。   |              |
| (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 |   |              |

## 4. 第三者割当による募集株式発行の件

- |                |                              |          |
|----------------|------------------------------|----------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式                       | 73,500 株 |
| (2) 募集株式の払込金額  | 未定（上記1.における募集株式の払込金額と同一とする。） |          |
| (3) 申込期日       | 2022年4月12日（火曜日）              |          |
| (4) 払込期日       | 2022年4月13日（水曜日）              |          |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- |   |   |
|---|---|
| (5) 増加する資本金及び<br>資本準備金に関する事項                              | 増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当方法  | 割当価格でみずほ証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。  |
| (7) 割当価格  | 未定（上記1.における処分価格（募集価格）と同一となる。）   |
| (8) 申込株数単位  | 上記1.における申込株数単位と同一である。   |
| (9) 払込取扱場所  | 株式会社みずほ銀行 浜松町支店   |
| (10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。                 |   |
| (11) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 |   |
| (12) 上記3.のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止される。       |   |

## 【ご参考】

### 1. 公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数   | 当社普通株式 206,200株   |
| (2) 売出株式数   | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 284,000株<br><br>② オーバーアロットメントによる売出し（※）<br>当社普通株式 上限73,500株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2022年2月24日（木曜日）から<br>2022年3月2日（水曜日）まで   |
| (4) 価格決定日   | 2022年3月3日（木曜日）<br><br>(処分価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)          |
| (5) 申込期間    | 2022年3月4日（金曜日）から<br>2022年3月9日（水曜日）まで  |
| (6) 払込期日    | 2022年3月10日（木曜日）   |
| (7) 株式受渡期日  | 2022年3月11日（金曜日）   |

#### （※）オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が73,500株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメン

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

トによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である株式会社ジェイコーポレーション（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2022年2月4日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式73,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2022年3月11日（上場日）から2022年4月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の当社が所有する自己株式数	231,000株
公募による自己株式の処分株式数	206,200株
公募による自己株式の処分後の自己株式数	24,800株

## 3. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	3,460,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	73,500株（最大）
増加後の発行済株式総数	3,533,500株（最大）

## 4. 調達資金の使途

公募による自己株式の処分における手取概算額393,543千円（※）及び第三者割当増資の手取概算額上限142,773千円（※）と合わせた、手取概算額合計上限536,317千円については、2023年2月期に全額を千葉工場の建設並びに機械購入の費用として調達した借入金返済の一部に充当することを予定しております。

（※）有価証券届出書提出時における想定処分価格2,100円を基礎として算出した見込額であります。

## 5. 株主への利益配分

### （1）利益配分の基本方針

当社は株主価値の最大化を経営における重要課題の一つと認識しており、各年度における利益又はキャッシュ・フローの状況や将来の事業展開等を総合的に勘案し、成長投資、中長期的な平均配当性向30%の株主還元、資産効率の改善を通じた株主利益の増進に努めます。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の安定的かつ持続的な成長のための投資原資として活用する予定であります。

## (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

上場後は、上記の利益配分の基本方針と事業環境等を勘案した上で、株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施してまいりたいと考えております。

## (4) 過去3決算期間の配当状況

	2019年2月期	2020年2月期	2021年2月期
1株当たり当期純利益金額	334.37円	320.23円	226.45円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	90円 (-1円)	90円 (-1円)	80円 (-1円)
実績配当性向	26.9%	28.1%	35.3%
自己資本当期純利益率	21.1%	17.5%	11.3%
純資産配当率	5.7%	4.9%	4.0%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、2018年10月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2019年2月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- なお、2019年2月期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)についてはEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

## 6. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である神農雅嗣並びに当社株主かつ貸株人である株式会社ジェイコーポレーション、当社株主である株式会社マキテック、セレコーポレーション社員持株会、阪和興業株式会社、貝本千世子、貝本富哉、貝本貴哉、山口貴哉、西本昌善、奥田誠、東京共同会計事務所、鈴木謙一、渡瀬年巳、土屋雅美及び大嶋正史は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2022年9月6日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2022年2月4日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

#### 7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「5. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式処分並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。